

銃砲刀剣類登録審査を行います

銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定に基づき、美術品・骨董品として価値のある火なわ式銃砲などの古式銃砲や、美術品としての価値のある刀剣類を登録するための審査会を実施します。

◆実施主体

高知県教育委員会文化財課

◆実施日(平成27年度)

- 4月14日(火) 5月12日(火)
- 6月9日(火) 7月14日(火)
- 8月11日(火) 9月8日(火)
- 10月13日(火) 11月10日(火)
- 12月8日(火) 1月12日(火)
- 2月9日(火) 3月8日(火)

◆受付 午後1時30分～3時30分

◆会場

高知県庁西庁舎 3階会議室

◆審査時の携行品

- 審査を受けようとする銃砲刀剣類
- 警察署で交付を受けた発見届出済証

- 1件につき6300円の登録申請手数料

○お問い合わせ

教育委員会生涯学習係

☎55-3190(課直通)

黒潮町少年補導育成センター職員などを紹介します

4月から新しく勤務する補導専門職員とスクールガードリーダーを紹介いたします。

◆補導専門職員

青少年の問題行動や非行を未然に防ぐため、町内の定期的なパトロールや青少年に対する相談業務などを行います。



補導専門職員  
土居 諒之

※山崎隆弘さん、濱田浩子さんは引き続き勤務します。

◆スクールガードリーダー

学校や通学路での子どもたちの安全を確保するため、学校や地域と連携を図りながら、登下校時のパトロールを行います。



スクールガードリーダー(大方地域担当)  
国友 積

※佐賀地域担当の大石正幸さんは引き続き勤務します。

○お問い合わせ

黒潮町少年補導育成センター  
☎55-3193(直通)  
教育委員会生涯学習係  
☎55-3190(課直通)

税務課からのお知らせ

固定資産縦覧帳簿の縦覧ができます

固定資産税の納税者の方は、固定資産縦覧帳簿を縦覧し、ご自分の土地や家屋の価格(評価額)を、町内の他の土地・家屋と比較することができます。

◆固定資産縦覧帳簿の記載内容

【土地】  
住所・地番・地目・地積・評価額(所有者の記載はなし)

【家屋】

住所・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額・構築年  
(所有者の記載はなし)

◆縦覧の目的

他の土地や家屋の評価額と比較して、評価額が適正であるかどうかの確認を行う。

◆縦覧の対象者

町内に所在する土地および家屋の納税者(代理人を含む)

◆必要なもの

- 納税者本人 印かん
- 代理人 代理人の印かんと委任状または依頼者の印かん

◆縦覧期間

4月1日(水)～6月1日(月)  
※土・日、祝日を除く。

同時に課税台帳の閲覧もできます

◆閲覧の対象者

- 納税者本人
- 借地人、借家人、その他収益の権利などを有する方(契約書など権利関係を示す書面が必要)

◆閲覧の時に必要なもの

- 納税者本人 印かん
- 代理人 代理人の印かんと委任状または依頼者の印かん

○お問い合わせ・縦覧場所

本庁税務課資産税係  
☎43-2816(課直通)

佐賀支所地域住民課  
総合窓口第1係

☎55-3113(直通)